

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①地域の人口構造

岩沼市の人口は国勢調査の結果によると、平成 22 年 44,187 人、平成 27 年 44,678 人、令和 2 年 44,068 人となっている。また、各年 9 月末時点の住民基本台帳より、平成 28 年 44,369 人、平成 29 年 44,275 人、平成 30 年 44,242 人となっていることから、市の人口は微減傾向にある。

一方、人口構成においては、老年人口が 19.7%（平成 22 年）から 26.6%（令和 2 年）と増加傾向、年少人口が 15.1%（平成 22 年）から 13.2%（令和 2 年）、労働人口が 65.1%（平成 22 年）から 60.0%と減少傾向にあり、今後もこうした傾向が見込まれる。

②産業構造及び中小企業の実態

岩沼市は東北本線と常磐線の分岐点、国道 4 号・6 号の合流点であり、さらに東北地方の国際化の玄関口となる仙台空港が所在するなど、交通の要衝である。かつては「門前町」、「宿場町」として栄えてきたまちであるが、その後、「臨空工業地帯」の一角としての立地的優位性から大小の企業が進出し、工業都市の性格も加わり商工業都市として発展してきた経緯がある。

平成 28 年の経済センサスによると事業所数 1,797 のうち、第三次産業に属する事業所が 83.0%を占めている。また産業分類別でみた場合、製造業の売上が全体の約 50%を占めており、商工業が市の経済基盤を支えている状況にある。

しかし、市内企業の大半を占める中小企業では少子高齢化による人口減少に伴う人材不足や後継者不足、新型コロナウイルスやロシア・ウクライナ問題等の世界情勢の影響による受注件数減に伴う売上高減少等、様々な課題を抱えている。

これら諸課題を放置すると、市内中小企業の活力の低下により経済規模の縮小や長い時間をかけて形成された市の産業基盤の衰退、ひいては市の財政やまちづくりに多大な影響を与える恐れがある。

(2) 目標

岩沼市では人材不足や老朽化した設備の更新等の問題解決を図り、経営力の強化に資するため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、中小企業の生産性向上と市経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 8 件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

岩沼市の産業は工業（製造業）を中心に、運輸業、建設業、サービス業等と多岐に渡っており、多様な業種が岩沼市の経済基盤を支えている。これらの産業は今後と岩沼市にとっての財産であり、広く事業者の生産性の向上を図ることが、本市においてさらなる経済の発展に結びつくものである。

そのため、岩沼市では多様な業種を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は市内中小企業の生産力向上によって地域雇用の創出や地域経済の発展を図ることが目的であることから、太陽光発電設備については市内において従業員を配置する事業所又は工場を有し、自らが発電した電力を消費する目的で設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

岩沼市の産業は、山間部から沿岸部まで幅広い地域で行われている。これらの地域で、広く事業者の生産性の向上を図る観点から、本計画において対象とする区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

岩沼市の産業は、工業（製造業）を中心に、運輸業、建設業、サービス業等と多岐に渡っており、多様な業種が岩沼市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月19日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税を滞納している者を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。